

I 【在宅療養に関わる機関とその役割について知りたい】

1 在宅療養を支える各機関とその役割

機関	役割
難病診療分野別拠点病院 難病診療連携拠点病院 難病医療協力病院	<p>滋賀県では、難病患者に医療を提供し、災害時やレスパイト時の一時入院の受入れや、安定した療養生活が確保されるよう地域の医療機関の連携による難病医療提供体制の整備を図っています。</p> <p>医療提供体制の整備にあたり、専門領域の診断と治療を提供する難病診療分野別拠点病院、地域の医療機関の連携により、より早期に正しい診断をする機能として難病診療連携拠点病院、身近な医療機関で医療の提供と支援を行う難病医療協力病院をそれぞれ県で指定しています。</p>
在宅療養支援診療所	<p>在宅療養支援診療所とは、在宅療養をする方のために、その地域で主たる責任を持って診療にあたる診療所のことです。</p> <p>地方厚生（支）局長に届出て認可される病院・医院の施設基準のひとつです。在宅療養支援診療所は、患者を直接担当する医師または看護師が、患者およびその家族と24時間連絡を取れる体制を維持すること、患者の求めに応じて24時間往診の可能な体制を維持すること等の項目を満たすこととなっています。</p>
在宅療養支援歯科診療所	<p>歯科医療機関で患者を診ている歯科医師や歯科衛生士が、通院困難な方の自宅等を訪問して歯科の治療や口腔ケアを行います。</p>
在宅療養支援薬局	<p>在宅訪問サービス（医療または介護保険）・必要な医療材料の供給を行うなど在宅での円滑な服薬管理を支援している薬局です。退院時カンファレンスやサービス担当者会議等にも参加するなど積極的に取り組んでいます。</p>
居宅介護支援事業所 （介護保険）	<p>介護支援専門員（ケアマネジャー）がいる事業所です。介護サービスを受けるために必要な「要介護認定」の申請代行や居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成を依頼する際の窓口となります。</p>
指定特定相談支援事業所 （障害福祉サービス）	<p>障害福祉サービスを利用するための「サービス等利用計画」を作成するために、各市町村長が指定した事業所のことです。</p>
地域包括支援センター （高齢者）	<p>市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、高齢者の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的としています。主な業務に、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務があります。</p>
滋賀県 難病相談支援センター	<p>滋賀県難病相談支援センターは、難病の方々やご家族の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図ることを目的に、地域交流活動の促進および就労支援などの様々な相談に対応しています。</p>
NPO 法人 滋賀県難病連絡協議会	<p>疾患ごとの患者・家族会で作られた団体で、電話による日常生活相談等を行っています。</p>
滋賀県 難病医療連携協議会	<p>滋賀県では、難病患者の医療体制整備やレスパイトの受入れ施設の確保を目的に、滋賀県難病医療連携協議会を設置し、医療のご相談等に対応しています。</p>
保健所	<p>保健所では、難病患者やその家族への総合的な支援を行っています。安心して療養生活を送れるよう、保健師等が家庭訪問や面接、電話相談などにより家庭での療養上の相談に応じています。また、医療費公費負担の申請窓口であり、病気に関する講演会や相談会などの事業も実施しています。</p>

2 難病患者への支援のイメージ図

